

防衛装備庁訓令第4号

防衛装備庁の職員の安全管理に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁の職員の安全管理に関する訓令

改正 令和2年 3月31日庁訓第 5号

改正 令和2年12月24日庁訓第14号

改正 令和3年 8月26日庁訓第10号

改正 令和6年 9月27日庁訓第26号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 安全管理体制（第9条－第11条）

第3章 安全管理基準（第12条－第18条）

第4章 特定有害業務に係る措置基準（第19条－第25条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、防衛装備庁の職員の安全管理についての基準及びその基準の実施に関し必要な事項を定め、事故の防止を図ることを目的とする。

(長官の権限)

第2条 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、職員の安全管理についての基準の設定及びその基準についての指導監督に当るほか、その実施状況について随時調査又は監査を行い、関係のある法律、政令等（以下「法令等」という。）並びにこの訓令の規定に違反していると認める場合には、直ちに業務を停止させ、その是正を指示する。

(各施設等機関等の長の職務)

第3条 内部部局にあつては長官官房審議官、施設等機関の長、支所にあつては支所長又はサテライト長（以下「各施設等機関等の長」という。）は、法令等及びこの訓令の定めるところに従い、それぞれ所属の職員の安全管理に必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、その所属の各施設等機関等の長その他の関係者が法令等及びこの訓令の規定に基づいて講ずる安全管理のための措置に従わなければならない。

第2章 安全管理体制

(安全管理者)

第5条 各施設等機関等の長は、当該組織（当該組織の構成等により必要があると認める場合にあっては、当該組織区分を細分した区分）ごとに、それぞれの組織に属する職員のうちから安全管理者を指名しなければならない。

2 安全管理者は、各施設等機関等の長の指揮監督の下に、職員の安全管理に関する事務の主任者として、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
- (3) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
- (4) 職員の安全の管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関すること。

(安全管理担当者)

第6条 各施設等機関等の長は、安全管理者の事務を補助するものとして、必要に応じ安全管理担当者を置くことができる。

(危害防止主任者)

第7条 各施設等機関等の長は、別表第1に掲げる業務については、当該業務に係る作業場ごとに、法令等の定める知識、経験又は技能を有する職員のうちから危害防止主任者を指名し、法令等の定める危害防止に関する事務を行わせなければならない。

2 各施設等機関等の長は、別表第1に掲げる業務以外の業務についても必要があると認める場合は、危害防止主任者を指名し、危害防止に関し必要な事務を行わせるように努めるものとする。

(安全管理規程の作成)

第8条 各施設等機関等の長は、この訓令に定めるもの

のほか、職員の安全管理に関し、安全管理規程を作成し、これを職員に周知させなければならない。

2 安全管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 職員の安全についての管理組織に関すること。
- (2) 安全教育に関すること。
- (3) 職員の危険の防止に必要な措置に関すること。
- (4) 勤務環境の検査及び設備等の検査並びに検査の記録に関すること。
- (5) 避難訓練その他の災害発生に対する措置に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関すること。

3 各施設等機関等の長は、安全管理規程を作成（変更又は廃止を含む。）したときは、速やかに、長官に報告しなければならない。

（安全教育）

第9条 各施設等機関等の長は、職員を採用した場合又

は職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、職員の安全確保のため必要があると認めるときは、当該職員に対し次の各号に掲げる事項について必要な教育を行わなければならない。

- (1) 安全管理規程に関すること。
- (2) 整理整頓及び清潔保持に関すること。
- (3) 災害の場合における応急措置及び退避に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、安全管理に必要な事項に関すること。

(職員の意見を聞くための措置)

第10条 各施設等機関等の長は、職員の安全管理に関して職員の意見を聞くために必要な措置を講ずるものとする。

(野外試験等の場合の体制)

第11条 野外試験等（以下「試験等」という。）を実施する場合、当該試験等の細部の計画を作成する長官官房装備官又は各施設等機関の長は、当該試験等の実

地の指揮に当たる者又はこれに準ずる者のうちから当該試験等に係る安全管理者（以下「試験等安全管理者」という。）を指名しなければならない。

2 試験等安全管理者は、試験等の業務で、次の各号に掲げるものを行う場合には、必要に応じ、その業務に従事する職員のうちから、試験等安全管理担当者を指名し、業務に関する安全管理の事務を分担させることができる。

- (1) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物又は可燃性ガスを使用するもの
- (2) 構造物の破壊、燃焼等を伴うもの
- (3) 船舶及び高所等の危険な場所において行うもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員が災害を受けるおそれの多いもの

3 試験等安全管理者は、他の機関（防衛装備庁の各機関を含む他の機関をいう。）と共同して試験等の業務を行う場合には、関係機関の当該試験等に係る安全管理者又は指揮者と緊密に連絡し、当該試験等の安全を

確保するための必要な措置を講じなければならない。

第3章 安全管理基準

(危険を防止するための措置)

第12条 各施設等機関等の長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物及び引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱、その他のエネルギーによる危険
- (4) 船舶及び高所等で行う作業による危険

2 各施設等機関等の長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定により各施設等機関等の長が講ずべき措置は、この訓令に定めるもののほか、関係法令の規定の例による措置とする。

(災害の発生に対する措置)

第 1 3 条 各施設等機関等の長は、職員に対する災害発生
の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、職
員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退
避等の適切な措置を講じなければならない。

2 各施設等機関等の長は、前項の措置を的確、かつ、
円滑に講ずることができるようにするため、設備等の
整備、職員の訓練等の措置を怠ってはならない。

(危害のおそれの多い業務の従事者)

第 1 4 条 各施設等機関等の長は、法令等の定める免許
、資格等を有する職員でなければ、別表第 2 に掲げる
業務に従事させてはならない。

2 各施設等機関等の長は、別表第 2 に掲げる業務以外
の業務で、法令等の定める危害のおそれの多いもの
については、業務の種類に応じ、次の各号に掲げる事項
について、危害防止のための特別の教育を行つた後で
なければ、職員を当該業務に従事させてはならない。
ただし、教育を行うべき事項について、十分な知識及
び技能を有していると認められる職員については、当

該事項についての教育を省略することができる。

- (1) 設備等の構造、機能等又は取り扱う物質の性状に関すること。
- (2) 作業方法又は設備等の取り扱いに関すること。
- (3) 危害防止についての規定に関すること。
- (4) 業務の遂行に必要な技能を習得させるための実技（設備等の使用等の制限）

第15条 各施設等機関等の長は、別表第3に掲げる設備等については、次の表の条件を満すものでなければ設置し又は職員に使用させてはならない。

設備等	設置する場所	職員に使用させる場合
別表第4に掲げる設備等に該当する設備等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第37条第1項の許可を受けたこと又は同法第38条第1項の検査を受けたことが証明されるものであること。	設置検査（移動式のものにあつては左欄に掲げる検査）に合格した

	ものであること。
別表第3に掲げる設備等のうち上欄に掲げる設備等以外の設備等	労働安全衛生法第42条の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた規格又は安全装置を具備したものであること。（別表第3第3項および第6項から第8項までに掲げる設備等については、さらに同法第44条に規定する検定に合格した旨の表示が附されたものであること。）

（設備等の検査）

第16条 各施設等機関等の長は、別表第4に掲げる設備等については、設置検査、変更検査、性能検査及び定期検査を、別表第5に掲げる設備等については、定期検査をそれぞれ行わなければならない。

2 各施設等機関等の長は、前項の検査を行ったときは、その結果について記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 第1項の検査及び前項の記録に関し必要な事項は、

別に定める。

(設備等の届出)

第17条 各施設等機関等の長は、別表第4に掲げる設備等を設置し、変更し、若しくは廃止したとき又は別表第5第1項から第5項までに掲げる設備等を設置し、若しくは廃止したときは、別に定める様式により速やかに長官（法令等の規定に基づき届出必要のあるものについては関係諸官署を含む。）に届出なければならない。

(災害等の報告)

第18条 各施設等機関等の長は、職員の勤務する場所において、次の各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、別に定めるところにより、長官に、すみやかにその状況を報告しなければならない。

- (1) 職員が死亡することとなった災害
- (2) 職員が負傷し、窒息し又は急性中毒にかかることとなった災害
- (3) 火災及び爆発等の事故

第4章 特定有害業務に係る措置基準

(有害な業務に係る措置)

第19条 各施設等機関等の長は、別表第6に掲げる有害な業務（以下「特定有害業務」という。）の行われる場所及び特定有害業務に従事する職員については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第3編第1章及び第2章、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に規定する例によって健康障害を防止するための措置を講じなければならない。

2 各施設等機関等の長は、特定有害業務の行われる場所については、次の表のとおり定期的に勤務環境を検査しなければならない。

検査を必要とする場所	検査の項目	検査の回数
別表第6第1項	鉛、その合金および化	1年につき少な

の業務の行われる場所	合物の空気中の濃度の測定	くとも1回
	その他の物質の空気中の濃度の測定	6月につき少なくとも1回
別表第6第3項の業務の行われる場所	気温及び湿度の測定	2週間につき少なくとも1回
別表第6第4項の業務の行われる場所	空気中の酸素の濃度の測定	その日の作業開始直前
別表第6第5項の業務の行われる場所	騒音の測定	1日につき少なくとも1回

3 各施設等機関等の長は、前項の検査結果についての記録に、次の各号に掲げる事項を記載し、3年間これを保存しなければならない。

- (1) 検査日時
- (2) 検査方法

- (3) 検査個所
- (4) 検査条件
- (5) 検査結果及びその措置
- (6) 検査担当者の所属及び氏名

(特別健康診断)

第20条 各施設等機関等の長は、次の各号に掲げる職員に対しては、特別健康診断を行わなければならない。

- (1) 別表第7に掲げる業務に現に従事している者
- (2) 別表第7に掲げる業務で法令等の定めるものに従事したことがある者

2 前項の特別健康診断の検査の項目及び検査の回数は別に定める。

3 各施設等機関等の長は、別表第7に掲げる業務に従事する職員の特別健康診断を行つた場合には、その結果の概要をその職員に通知するものとする。

(特別健康診断における検査の省略)

第21条 各施設等機関等の長は、前条の特別健康診断の実施時期に近接した時期に、当該健康診断の検査の

項目の全部又は一部について医師の検査を受けている場合において、その検査がこれらの規定に基づく健康診断における検査の基準に適合していると認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(指導区分の決定等)

第 2 2 条 各施設等機関等の長は、特別健康診断を行った医師が、健康について異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料等に基づいて、その医師から別表第 8 の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を受けるものとする。

(事後措置)

第 2 3 条 各施設等機関等の長は、前条の規定により指導区分の決定を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表第 8 の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとらなければならない。

(健康管理の記録)

第24条 各施設等機関等の長は、特別健康診断の結果に基づき、次の各号に掲げる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 所属部課室等名、職務内容及び業務歴
- (3) 特別健康診断実施年月日
- (4) 別に定める特別健康診断の検査の項目
- (5) 健康診断を行った医師の意見
- (6) 健康診断を行った医師の所属（一般の指定医については、その病院名及び住所）及び氏名
- (7) 指導区分
- (8) 事後措置の内容

2 前項の記録は、職員が各施設等機関等の長を異にして異動した場合には、異動後の所属の各施設等機関等の長に移管するものとする。

3 第1項の記録は、職員の離職後5年間これを保存しなければならない。

(特別健康診断の実施結果等の報告)

第25条 各施設等機関等の長は、毎年6月末日までに、別に定める様式により、前年度に実施した特別健康診断の結果及び職員に対して行った健康管理上の指導事項の概要を長官に報告しなければならない。

附則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附則（令和3年12月24日庁訓令第14号）

この訓令は、令和3年12月24日から施行する。

附則（令和6年9月27日庁訓令第26号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1 危害防止主任者を指名すべき業務

- 1 ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取り扱い業務
- 2 次の各号に掲げる容器を除く第一種圧力容器の取り扱い業務
 - (1) 小型圧力容器
 - (2) 別表第1備考第3項第1号に掲げる容器で内容積が5立方メートル以下のもの
 - (3) 別表第1備考第3項第2号及び同項第3号に掲げる容器で内容積が1立方メートル以下のもの
- 3 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務
- 4 木材加工用機械が、五台（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台）以上設置されている場所における当該木工加工用機械の取り扱い業務
- 5 動力によって運転するプレス機械が、五台以上設置されている場所における当該プレス機械の取り扱い業務

い業務

- 6 乾燥設備による物の加熱乾燥の業務
- 7 つり足場、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の業務
- 8 別表第6第1項に掲げる業務
- 9 別表第6第4項に掲げる業務
- 10 可燃性のガスその他の法令等の定める危険物を製造し又は取り扱う業務
- 11 電路又はその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で法令等の定めるもの

備考 この表において「ボイラー」、「小型ボイラー」、「第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」とは、次に定めるものをいう。別表第2から別表第5までにおいても同様とする。

- 1 ボイラー蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち次に掲げるボイラー以外のものをいう。
 - (1) ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用す

る蒸気ボイラーのうち、伝熱面積が0.5平方メートル以下のもの又は胴の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その長さが400ミリメートル以下のもの

(2) 伝熱面積が2平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05メガパスカル以下で、かつ、内径が25ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

(3) ゲージ圧力0.1メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4平方メートル以下のもの

(4) ゲージ圧力1メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が150ミリメートルをこえる多管式のものを除く。次項第4号において同じ。）で伝熱面積が5平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものに

あつては、当該気水分離器の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.02立方メートル以下のものに限る。)

2 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

(1) ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が1平方メートル以下のもの又は胴の内径が300ミリメートル以下で、かつ、その長さが600ミリメートル以下のもの

(2) 伝熱面積が3.5平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05メガパスカル以下で、かつ、内径が25ミリメートル以上のU型立管を蒸気部に取り付けたもの

(3) ゲージ圧力0.1メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が8平方メートル以下の

もの

- (4) ゲージ圧力1メガパスカル以下で使用数する貫流ボイラーで、伝熱面積が10平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が300ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.07立方メートル以下のものに限る。）
- 3 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が0.04立方メートル以下のもの又は胴の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が0.004以下の容器を除く。）をいう。
- (1) 蒸気その他の熱媒を受け入れ又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容

器内の圧力が大気圧をこえるもの（第2号に掲げる容器を除く。）

(2) 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもの

(3) 前各号に掲げる容器のほか、大気圧における沸点をこえる温度の液体をその内部に保有する容器

4 小型圧力容器 第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

(1) ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が0.2立方メートル以下のもの又は胴の内径が500ミリメートル以下で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以下のもの

(2) その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が0.02以下の容器

別表第2 特別の免許、資格等を必要とする業務

- 1 ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取り扱い業務
- 2 次の各号に掲げるものを除くボイラー
 - (1) 小型ボイラー
 - (2) 胴の内径が750ミリメートル以下で、かつ、その長さが1,300ミリメートル以下の蒸気ボイラー
 - (3) 伝熱面積が3平方メートル以下の蒸気ボイラー
 - (4) 伝熱面積が14平方メートル以下の温水ボイラー
 - (5) 伝熱面積が30平方メートル以下の貫流ボイラー
（気水分離器を有するものにあつては、その気水分離器の内径が400ミリメートルをこえ、かつ、その内容積が0.4立方メートルをこえるものを除く。）
- 3 別表第1第2項の第一種圧力容器の整備の業務
- 4 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（床上で運転し、かつ、その運転する者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン及び跨線テルハを除く。）の

運転業務

- 5 制限荷重が 5 トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 6 制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーンの玉掛けの業務
- 7 最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
- 8 可燃性のガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務

別表第3 使用等について制限のある設備等

- 1 ボイラー
- 2 第一種圧力容器
- 3 第二種圧力容器
- 4 つり上げ荷重が0.5トン以上のクレーン
- 5 積載荷重が0.25トン以上のエレベーター
- 6 プレス機械又はシヤアの安全装置
- 7 クレーンの過負荷防止装置
- 8 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器
- 9 木材加工用丸のこ盤及びその反ばつ予防装置又は
歯の接触予防装置
- 10 手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置
- 11 動力により駆動されるプレス機械
- 12 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安
全器
- 13 絶縁用保護具
- 14 絶縁用防具
- 15 活線作業用装置

1 6 活線作業用器具

1 7 絶縁用防護具

1 8 フォークリフト

備考 この表において「第二種圧力容器」とは、ゲージ圧力0.2メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち次に掲げる容器をいう。別表第5においても同様とする。

1 内容積が0.04立方メートル以上の容器

2 胴の内径が200ミリメートル以上で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以上の容器

別表第4 設置検査等を必要とする設備等

- 1 ボイラー（小型ボイラーを除く。）
- 2 第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）
- 3 つり上げ荷重が3トン以上のクレーン
- 4 積載荷重が1トン以上のエレベーター

別表第5 定期検査を必要とする設備等

- 1 小型ボイラー
- 2 小型圧力容器
- 3 第二種圧力容器
- 4 つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満のクレーン
- 5 積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーター
- 6 動力により駆動されるプレス機械及びシヤー
- 7 動力により駆動される遠心機械
- 8 化学設備及びその附属設備
- 9 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置
- 10 絶縁用保護具
- 11 絶縁用防具
- 12 活線作業用装置
- 13 活線作業用器具
- 14 フォークリフト
- 15 乾燥設備及びその附属設備

1 6 局所排気装置

1 7 用後処理装置（除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置をいう。）

別表第6 特定有害業務

1 次の各号に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務

(1) 鉛、その合金及び化合物（四アルキル鉛を除く。）

(2) 水銀、そのアマルガム及び化合物（有機りん剤を除く。）

(3) フェニル水銀化合物

(4) マンガン及びその化合物

(5) クローム及びその化合物

(6) カドミウム及びその化合物

(7) ベリリウム及びその化合物

(8) ひ素及びその化合物

(9) りん及びその化合物（有機りん剤を除く。）

(10) 有機りん剤

(11) シアン及びその化合物（アクリロニトリル、トリレンジイソシアネート（TDI）及びオル

ト、フタロジニトリルを除く。)

- (12) 塩素及びその化合物
- (13) ふっ素及びその化合物
- (14) 沃素及びその化合物
- (15) 一酸化炭素
- (16) 硫化水素及びメルカプタン類
- (17) 二硫化水素
- (18) ベンゼン及びその同族体
- (19) ベンゼン及びその同族体のニトロ誘導体及びアミノ誘導体 (ベータ・ナフチルアミン及びベンジジンを除く。)
- (20) 芳香族炭化水素のハロゲン置換体
- (21) 塩素化ビフェニル (P C B)
- (22) 脂肪族炭化水素のハロゲン置換体
- (23) ピッチ並びにコールタール及びその重い蒸留物
- (24) 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐しよく性物質

(25) 有機性粉じんその他のアレルゲンとなるおそれのある物質

2 強烈な紫外線、赤外線又は可視光線にさらされる業務

3 著しく寒冷な場所における業務

4 空気中の酸素の濃度が18パーセント未満になるおそれのある場所における業務

5 著しい騒音を発する場所における業務

別表第7 特別健康診断を必要とする業務

- 1 別表第6に掲げる業務
- 2 放射線に被ばくするおそれのある業務
- 3 せん孔、タイプによる手指、肩、頸等に障害を受けるおそれのある業務
- 4 自動車等の運転を行う業務
- 5 超音波により障害をうけるおそれのある業務
- 6 計器監視、精密工作等を行う業務

別表第8 指導区分及び事後措置の基準

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活規正 の面	A	勤務を休む 必要のある もの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のための必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限 を加える必 要のあるも の	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。） 、時間外勤務（正規の勤務の時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及

		び出張をさせない。
	C 勤務をほぼ 平常に行っ てよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び 出張を制限する。
	D 平常の生活 でよいもの	
医療の面	1 医師による 直接の医療 行為を必要 とするもの	医療機関のあっせん等によ り適正な治療を受けさせる ようにする。
	2 定期的に医 師の観察指 導を必要と するもの	経過観察をするための検査 及び発病・再発防止のため の必要な指導等を行う
	3 医師による 直接又は間 接の医療行 為を必要と	

知らないもの